

京都市長

門川大作 様

2023年度

京都市予算編成に対する要求書

2022年11月

日本共産党京都市会議員団

目 次

重点要求項目

1	新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策の強化を……………	1
(1)	感染症対策の強化を……………	1
(2)	市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を……………	2
2	「行財政改革計画」を撤回し、自治体の公的な責任の発揮を……………	3
◆	不要不急の大型公共工事は中止すること……………	6
3	統一協会及び関連団体との関係を調査し、対策を講じること……………	6

分野別要求項目

1	複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に……………	8
◆	災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を……………	8
◆	地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを……………	8
2	福祉・医療の充実を……………	10
◆	福祉医療の充実を……………	10
◆	介護保険制度、高齢者福祉施策の充実……………	11
◆	保育・子育て支援の充実を……………	12
◆	障害者福祉の充実を……………	14
◆	生活保護・生活支援の充実を……………	15
3	市民の暮らし・営業を守る市政運営を……………	16
◆	中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を……………	16
◆	農林業の振興を……………	18
4	気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を……………	19
5	ジェンダー平等社会の実現をめざして……………	20
6	競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を…	21
7	青年がいきいきと住み続けられる京都市を……………	23
8	文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を……………	24
9	環境対策とごみの減量推進を……………	25
10	安心して住み続けられるまちづくりを……………	26
◆	上下水道事業の充実を……………	28
◆	生活道路優先の道路環境整備を……………	29
11	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること……	29
◆	市バス・地下鉄の改善を……………	30
12	公正・公開・市民参加の市政運営を……………	31

重点要求項目

☆は新規要求項目

1 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策の強化を

(1) 感染症対策の強化を

- ☆① 無症状の感染者を把握し感染拡大を防ぐため、「いつでも、誰でも、何度でも、無料で」受けられる大規模なPCR検査体制を整えること。エッセンシャルワーカー（医療・介護・教育・社会福祉施設・交通事業従事者・市職員など）と園児、児童、生徒、学生等に対する定期的なPCR検査を実施すること。
- ② 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図るとともに、地区医師会との連携を強化すること。正規職員の増員をはかり、保健所体制を抜本的に拡充すること。
- ☆③ 国に対して、以下を求めること。
- ・発熱外来の体制強化、高齢者施設での頻回検査、無料PCR検査を抜本的に進めること。
 - ・在宅療養者が必要な治療を受けることなく亡くなるということがないように、医療全体の体制強化、臨時的医療施設・療養施設が機能するよう対策を講ずること。
 - ・保健所の抜本的な機能強化を支援すること。
 - ・ワクチン接種について、必要とする人への接種が円滑に進むよう対策をとること。
 - ・空港検疫を抜本的に強化し、適切な水際対策を行うこと。
 - ・なりゆきまかせの対応を改め、BA.5系統及び新規株への対策を明確に示すこと。
 - ・病床数削減、公立・公的病院統廃合計画撤回をすること。
 - ・医師や看護師などの養成を抜本拡充すること。
 - ・感染者の全数把握の緩和による影響について検証すること。感染症法上の類型見直しを行わないこと。
 - ・感染症対策や、職員が感染した場合の体制確保のためにも介護・障害・保育など社会福祉施設の職員配置の抜本的改善と大幅な賃金・処遇の引き上げ、その財源確保を行うこと。
- ④ 市立病院、京北病院が政策医療に責任を果たし、公的医療機関としての役割が発揮できるよう運営交付金を引き上げること。陰圧室を増設するなど万全の感染症対策をとること。
- ☆⑤ 高齢者・障害者等の施設入所者の感染が明らかになった場合は、速やかに入院できるよう府と連携して対応すること。

- ⑥ コロナ感染が急拡大する中、学校での対応が困難な場合は、加配も含め、教職員の負担軽減を図ること。教育委員会として休校・学級閉鎖中の学びの保障を行うこと。
- ⑦ 厳しい市民生活の実態をふまえ、就学援助制度のコロナ特例を継続するとともに所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。案内は、毎年全児童・生徒に配布すること。無料低額診療についての情報提供を行うこと。
- ⑧ 市立芸術大学について、十分な感染対策や遠隔授業の条件整備が進められるよう必要な予算を確保すること。練習場所・制作活動のための施設提供を行うこと。希望する学生に、定期的なPCR検査を実施すること。学費の引き下げや減免・納付猶予の柔軟な適用など、学生生活の継続に責任を果たすこと。

(2) 市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を

◆以下のことを国に求めること

- ☆⑨ 物価高騰対策として最も効果のある、消費税減税を実施すること。零細事業者を廃業に追い込むインボイス制度の実施は中止すること。
- ⑩ 物価高騰対策として、減収要件を撤廃し、フリーランスなども対象に事業規模に合った、固定費を含む中小事業者補助金を創設すること。
- ⑪ 緊急小口資金、総合支援資金、自立支援資金、住居確保給付金及び生活困窮者・収入減少世帯を対象とした特別給付金制度の要件を緩和し、恒常的に利用できる制度とすること。返済についても柔軟な対応をすること。
- ⑫ 「Gotoトラベル」「全国旅行支援」等の間接支援は中止し、観光事業者への直接支援に切り替えること。
- ⑬ コロナ関連で影響を受けた事業者に対する実質無利子・無担保融資を復活すること。既存の債務の返済については柔軟に対応すること。民間の金融機関に対して、既存債務の返済についても柔軟な対応が行えるよう、協力を要請すること。
- ⑭ 延長された雇用調整助成金におけるコロナ特例は、縮小することなく来年度以降も継続すること。
- ⑮ 最低賃金は、全国一律時給1,500円に引き上げること。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症拡大による公営企業の減収に対して、補填を行うこと。
- ⑰ 公営企業における独自のコロナ対策に対する交付金制度を創設すること。

◆京都市としての支援を強化すること

- ⑱ 京都市中小企業等総合支援補助金の減収要件を撤廃し、補助額を増額し来年度以降も実施すること。

- ⑲ 中小企業支援センターを復活し、新型コロナウイルス感染症拡大・物価高騰の影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市が直接、経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策等の部署を設置し、専門相談員を配置すること。
- ⑳ 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた全ての失業者・転職者・労働者の相談窓口を設置し、懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。
- ㉑ 就職活動や、雇い止め・アルバイト減など、コロナで影響を受けている大学生や若者の実態調査を行い、市独自でさらなる雇用創出に取り組むこと。「わかもの就職支援センター」についてもさらに広報すること。
- ㉒ 京都府と連携して、生活に困窮する学生的生活支援や食料支援を行うこと。
- ㉓ 市民税については、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な市民への減免制度を創設すること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。
- ㉔ 公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進する立場にたち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民・事業者に対して、水道料金や下水道使用料の減免制度を創設すること。福祉減免制度を創設し、生活困窮世帯への支援を行うこと。2020年5月から実施している支払い猶予制度を継続すること。
- ㉕ コロナ禍で京都の文化芸術の灯を消さないため、以下の点に取り組むこと。
- ・個人・フリーランスをはじめ、国の制度の対象外となっている文化芸術関係者に対して、京都市が独自に支援すること。
 - ・「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」は、文化芸術関係者自らが資金を集める仕組みを改め、直接支援の制度とし、予算規模も拡大すること。
 - ・自主的にコロナ対策の為に催しの収容人数等を制限、または中止する場合の支援を行うこと。
 - ・文化芸術関係者へのアンケート調査を今後も継続して実施すること。
- ㉖ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が3年越しとなっている現状を踏まえ、国民健康保険料コロナ減免については、世帯主の所得の減少に限定しないこと。比較基準をコロナ禍以前とすること。
- ㉗ 国民健康保険の傷病手当について、コロナ罹患に限定せず傷病一般とすること。また被用者に限らず、対象を自営業者・事業主・「フリーター」にも拡大すること。
- ☆㉘ 後期高齢者について、国民健康保険における傷病手当を適用しコロナ罹患以外も含めること。被保険者全員を対象とすることを京都府後期高齢者医療広域連合に求めること。

2 「行財政改革計画」を撤回し、自治体の公的な責任の発揮を

- ㉙ 福祉・住民サービス削減、公共機能を後退させる「行財政改革計画」は撤回すること。

- ③⑩ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を壊す「自治体戦略2040構想」及び公務の産業化・集約化方針を撤回するよう国に求めること。
- ☆③⑪ 個人情報情報を民間に提供し、行政の一元的管理を進める「行政デジタル化」は、国に撤回を求めること。個人情報情報を保護する立場から最大限の取組を行うこと。
- ③⑫ 地方交付税の必要な財源を確保するよう強力に国に求めること。地方交付税の性格を歪め総額を引き下げるトップランナー方式や、「マイナカード普及方式」をやめるよう、国に強く求めること。
- ③⑬ 個人市民税の累進制の復活と法人市民税の累進制の強化を国に求めること。法人市民税の超過課税を法定上限の8.4%までただちに引き上げるなど、現行法のもとでも累進課税を強化し税収増をはかること。
- ☆③⑭ 個人市民税の均等割減免制度は廃止しないこと。
- ③⑮ 指定管理者制度を導入していない施設への制度導入は行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と指定管理者の労働者の労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。利用料金制度をやめること。
- ③⑯ 公共施設の再編・集約化の方針を撤回すること。
- ・「京都市公共施設マネジメント基本計画」において、一律の削減の数値目標をつくらないこと。市民の要望を広く聞き、その声に応える公共施設の整備を行うこと。
- ☆・一律の施設保有量の数値目標を前提に作成された「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」を撤回し、再検討すること。
- ・「京都市資産有効活用基本方針」にもとづく「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」は撤回すること。市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。
 - ・集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。
- ③⑰ 男女共同参画センター（ウイングス京都）は廃止せず、ジェンダー平等を推進する施設として、さらに体制と機能を強化すること。
- ☆③⑱ 2022年度に行われた公の施設の使用料の値上げは、施設の公共性や公益性の確保、及び市民の活動の権利保障という行政の役割を投げ出すものであり、「利用する人とならない人の負担の公平性」という考え方を撤回すること。値上げした料金は元に戻すこと。公の施設へのコスト揭示をやめること。
- ③⑲ 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。市民サービスを低下させ、公的責任の放棄をすすめる、官製ワーキングプアをつくりだす、事務・事業の民間委託化や派遣労働への置き換えはすすめないこと。
- ☆④⑩ みどり管理事務所と土木事務所の統合は行わないこと。人員削減と予算削減は行わないこと。人員は増員すること。
- ④⑪ 広域化に繋がる消防指令センターの共同運用はやめること。

- ④② 消防職員の150人削減計画は撤回し、人員・装備の両面で増強すること。2交代制を採用しないこと。
- ☆④③ 児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進センターの一体化整備にあたっては、それぞれの施設がこれまで果たしてきた機能を後退させることなく充実し、さらに利用者にとって利用しやすいものとする。児童福祉センターについては、現地でも同センターの機能を残し、施設整備すること。
- ④④ いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。すべての施設にエレベーターと多目的トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。値上げした使用料金を元に戻すこと。
- ④⑤ ゴミ収集業務の75%民間委託化方針は撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用計画を拡充すること。まち美化事務所の統廃合はやめること。
- ④⑥ 京都市被災者住宅再建等支援制度の独自適用を復活させること。
- ☆④⑦ 高齢者のインフルエンザ予防接種料金の減免制度を元に戻すこと。
- ☆④⑧ 精神に障害がある方や生きにくさを抱える市民の居場所である「京都市心のふれあい交流サロン」の補助金を2021年度水準に戻すこと。
- ④⑨ 敬老乗車証制度の対象年齢、負担金、所得基準を2021年度基準に戻すこと。全ての地域で民間バス・鉄道を含め共通化すること。
- ⑤⑩ 老人福祉センターを維持、増設すること。
- ⑤⑪ 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。市営聚楽保育所は新規入所を再開すること。
- ☆⑤② 民間保育園等給与等運用事業補助金については、以下のように改善すること。
- ・削減した13億円は元に戻し、実態に合わせてさらに拡充すること。
 - ・保育士配置基準の引き上げを国に求めること。
 - ・調理師等の配置は、3人目から非正規とする考えを改め、正規職員とすること。
 - ・障害児加配については、2021年度までのような別枠での加配に戻すこと。
 - ・職員の給与算定にあたり、職員の平均経験年数11年を上限とすることはやめ、経験年数に応じて昇級し、給与を支払えるよう各園に必要な財源を支払うこと。
- ⑤③ 0～2歳児の保育料値上げ方針は撤回すること。
- ⑤④ 学童保育の利用料を元に戻すこと。応益負担を撤回すること。
- ⑤⑤ 学童う歯対策事業を無料で継続すること。
- ⑤⑥ 放課後等デイサービスを利用する就学児の利用者負担を元に戻すこと。
- ⑤⑦ 児童発達支援センター利用者への食費にかかる保護者負担をやめること。
- ☆⑤⑧ 児童通所サービス（未就学児）の利用料について、利用日数による利用者負担上限月額区分を復活し、利用者負担の軽減をはかること。

- ⑤9 重度障害者利用事業所支援補助金は、2020年度の水準に戻すこと。
- ⑥0 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。
- ⑥1 市営住宅の減免制度を元に戻すこと。
- ⑥2 下水道事業への企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止はやめること。
- ⑥3 市民の交通権を保障するため、ダイヤ・系統路線の充実で交通不便地域を解消すること。
- ⑥4 2024年予定の、今でも初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃の値上げ方針は撤回すること。バスの均一区間を市内全域に広げること。
- ☆⑥5 「地域未来投資促進法」に基づく、生産緑地・農地を物流センター用地等産業用地に転用する方針は撤回すること。

◆不要不急の大型公共工事は中止すること

- ⑥6 北陸新幹線延伸については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小・廃止につながることで、地下水や自然環境、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。市は計画推進の立場を転換し、国に延伸計画を中止するよう求めること。
- ⑥7 社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国並びにＪＲ東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。
- ⑥8 市内高速道路の未着工３路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。
- ⑥9 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第３工区）の道路拡幅工事は見送りではなく中止すること。
- ⑦0 国道１号線、９号線のバイパス計画の推進方針を撤回すること。

3 統一協会及び関連団体との関係を調査し、対策を講じること

- ☆⑦1 反社会的カルト集団・統一協会（世界平和統一家庭連合、関連団体含む）については、以下の対策を行うこと。
 - ・反社会的カルト集団である統一協会（世界平和統一家庭連合）について「解散命令」請求をするよう国に求めること。
 - ・市として今後、統一協会および関連団体（全国霊感商法対策弁護士連絡会が公開しているリスト）と一切の関係を持たず、毅然とした対応を取ること。また、その立場を対外的に表明するとともに、外郭団体にもそうした姿勢を徹底すること。
 - ・統一協会および関連団体の集会・イベントにおける、「市長および市幹部職員の参

加・挨拶・祝電・メッセージの送付」「市による名義後援」「市広報物への情報掲載」「市施設の使用許可」、また、統一協会および関連団体による「市事業への参画」、本市や外郭団体への「表敬訪問」「寄付行為」等の有無について調査し、その結果を公表すること。本市として一連の行為を行わないこと。

- 市として被害の実態調査を行い、被害者救済のための法整備を国に求めること。
- 報道等で様々な被害実態が明らかとなり、今後本市においても市民からの相談が増えることを想定し、相談窓口の体制強化、ならびに被害を防止するための啓発強化に取り組むこと。
- 市内の大学・専門学校・高等学校等での学生・生徒への被害対策として、統一協会および関連団体など反社会的カルト集団についての注意喚起を行うこと。
- 統一協会関係者による京都市消費者生活総合センターへの問い合わせには一切応じないこと。

分野別要求項目

1 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に

◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

- ⑦② 豪雨による淀川水系の河川の氾濫、ダムの放流、洗堰・樋門の操作についての実態と教訓を明らかにすること。京都市流域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう管理者に求めること。
- ⑦③ 流域治水対策を強化すること。久我橋西詰付近などの越水地域の堤防の嵩上げとともに、堤防の強化を図ること。
- ⑦④ 被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図るよう国に求めること。
- ⑦⑤ 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置する職員を確保するためにも、集約された業務(保健所や税など)を区役所に戻し、区役所の日常的な機能を充実させること。
- ⑦⑥ 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境改善を図ること。
 - ・京都市備蓄計画の備蓄目標数を早期に達成すること。避難所運営用資機材、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策用物品の目標数を設定すること。使い捨てスリッパも配備すること。
 - ・トイレの洋式化の早期完了とエアコン設置など、指定避難所の環境の抜本改善をはかること。「災害用マンホールトイレ」を抜本的に拡充すること。
 - ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については、区域外に確保すること。
- ⑦⑦ 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。
- ⑦⑧ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談に乗る体制を確保するとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助制度を創設すること。
- ⑦⑨ 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農業や農機具・施設の復旧支援を拡充すること。

◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを

- ⑧① 国や府と連携し、速やかに急傾斜地、崩落危険箇所の対策を具体化すること。
- ⑧② 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。

- ⑧② 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導体制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において早期に完了させること。未計画の障害者施設においては原因を明らかにし、策定できるよう市が責任を果たすこと。
- ⑧③ 消防分団施設（市や地域の施設と共用しているもの、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。
- ⑧④ 豪雨対策については、近年の気候危機に対応して以下の点を強化すること。
- ☆・雨に強いまちづくり方針、京都市地域防災計画・災害予防計画（水害予防・地盤災害の防止）について、危機管理部局が総体を掌握し進捗管理を行うこと。
- ☆・土砂災害を防止するため、砂防ダムの設置や治山対策の強化を京都府に求めること。
- ・国・府と協議を行い、浚渫を強化すること。流木や土砂の流入を防ぎ、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。
 - ・内水災害を含め浸水対策の年次計画を持ち、河川改修をすすめること。
 - ・災害時の体制を強化するため、土木事務所、上下水道局等の職員を増員すること。下水道管路管理センターの集約化を行わないこと。
 - ・公園や学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯留する施設などを計画的に増設すること。
- ⑧⑤ 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて今後も市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。
- ☆⑧⑥ 国の規制強化に沿い、市土砂条例を改正し、規制対象面積を3000㎡以上から500㎡以上に強化すること。
- ⑧⑦ 盛土規制法に関する政令、省令を待たずに、市独自で全ての盛土、切土や建設残土等の調査を行い、災害を未然に防ぐ対策をとること。
- ☆⑧⑧ 大岩山について、違法に持ち込まれた土砂の全量撤去を行うこと。
- ⑧⑨ 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ⑧⑩ 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業を早急に完成させること。
- ⑧⑪ 公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。公園の新設・既設を問わず年次計画をつくること。
- ⑧⑫ 新「耐震改修促進計画」の2025年耐震化率95%目標を必ず達成すること。まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業を直ちに再開し、使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充を図ること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。
- ⑧⑬ マンションの耐震改修支援事業を復活し、制度を簡便にして活用しやすい制度に見直すこと。
- ⑧⑭ 耐震化の必要な「耐震補強を行う橋りょう」99橋の内、橋りょう健全化プログラム

(第3・4期)に位置づけた29橋の改修は、前倒しで完了すること。京都市域の「耐震補強を行う橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。

- ⑨⑤ 道路のり面の維持・保全について、対策優先箇所の未対策37箇所の優先箇所の対策を急ぐとともに、残りの22箇所についても、早急に対策を行うこと。
- ⑨⑥ 山間部の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。
- ⑨⑦ 自主防災会への助成金の年間5万円の上限枠を撤廃し、必要額を保障すること。
- ⑨⑧ 消防団員、水防団員の処遇の改善にいっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。
- ⑨⑨ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。

2 福祉・医療の充実を

◆福祉医療の充実を

- ⑩⑩ 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。
- ⑩⑪ 国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。
 - ・子どもの均等割を軽減すること。
 - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
 - ・入院時の食事代負担の廃止を国に強く求めること。
 - ・高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
 - ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。
- ⑩⑫ 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。
- ⑩⑬ 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。
 - ・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。
 - ・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。

- ・早急に人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。
- ⑩④ 市立病院・京北病院で無料低額診療事業を行うこと。
- ⑩⑤ 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑩⑥ 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。人間ドックも希望者全員が受けられるようにすること。後期高齢者医療保険において、値上げされた人間ドックの本人及び被保険者の負担額を元に戻すこと。
- ⑩⑦ 国と京都府後期高齢者医療区域連合に対して、後期高齢者医療費自己負担2割を廃止するよう求めること。
- ⑩⑧ 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした短期保険証の発行や差押えはやめること。
- ☆⑩⑨ 薬物・アルコール・ギャンブル・ゲーム・ネット依存症等への対策と、民間更生団体への支援を強化すること。断酒会等の自助グループの活動が維持・継続できるように、ひとまち交流館の施設使用料等の補助を行うこと。
- ⑩⑩ 中央斎場は直営を堅持すること。委託された受付部門を直営に戻すこと。火葬技術の伝承、後継者育成に努めること。
- ⑩⑪ 新京都社会福祉会館内の入居費について、入居を希望する団体（旧京都社会福祉会館に入居していた団体等）の負担が増えないようにすること。

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ☆⑩⑫ 国の2024年度介護保険制度改正において、①介護保険サービスの利用料2割・3割負担の対象拡大、②要介護1・2の方の保険給付外し、③ケアプランの有料化、④老健施設などの相部屋（多床室）の有料化、⑤補足給付の資産要件に不動産を追加、⑥介護保険料納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ等負担増とサービス後退を実施しないよう強く国に求めること。
- ⑩⑬ 介護保険料を抜本的に引き下げること。利用料の京都市独自の減免制度の拡充を図ること。
- ⑩⑭ 介護度にかかわらず必要な高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。とりわけ要介護4・5の申請者は、すべてがすぐに入所できるようにすること。
- ⑩⑮ 介護労働者の処遇改善のために市独自の対策を行うこと。
- ⑩⑯ 介護認定給付業務の民間委託を廃止し、元に戻すこと。
- ⑩⑰ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を、介護型と同じに引き上げること。
- ⑩⑱ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
 - ・介護保険入所施設及びショートステイにおける食事・居住費の負担軽減のための補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめ、当面2021年7月までの制度

(所得階層や資産要件)に戻すよう国に求めること。

- 保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
 - 相談件数の増加等ますます役割が重要となり、多忙化する業務に対応するため、すべての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。
 - 緊急ショートステイ事業の対象を、認知症や虐待に限らず、以前のように家族の葬祭等でも可能とし、家族の介護負担の軽減に寄与する制度に戻すこと。
- ⑪⑨ 養護老人ホームは、市民が求める市内での入所が可能となるように増設・充実すること。
- ⑪⑩ 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助をおこなうこと。
- ⑪⑪ 緊急通報システム、認知症高齢者GPSの負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。
- ⑪⑫ 京都市家族介護用品給付事業を継続し、給付額を増額すること。
- ⑪⑬ 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ⑪⑭ 高齢者の働く権利が保障できるよう、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し積極的に仕事を発注すること。
- ⑪⑮ 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。

◆保育、子育て支援の充実を

- ⑪⑯ 本市として子どもの権利を明記した「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。
- ☆⑪⑰ ヤングケアラーについては、子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を守るために、一人ひとりの具体的な解決策を速やかに講じること。
- ⑪⑱ 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ⑪⑲ 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。
- ⑪⑳ 給食費を含め、保育の完全無償化を国に求めること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者の過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。
- ⑪㉑ 保育施設における給食費は公費負担すること。
- ⑪㉒ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断廃止の影響を把握し、復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。補償に必要な財源を国に求めること。
- ⑪㉓ 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、本市の基準を引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ⑪㉔ 小規模保育事業の職員配置は認可保育所の基準と同様とし、財源は市が保障すること。
- ⑪㉕ 民間保育園でのプール事故防止のため、監視員が配置できるよう市が財源を保障すること。
- ⑪㉖ 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化を図ること。一時保護

所の環境を抜本的に改善すること。施設の老朽化対策を行い、必要な改修を行うこと。さらに拠点をふやすこと。

⑬⑦ 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率が100%となるよう対策を強化すること。

⑬⑧ 児童館は全学区に配置し、必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を複数配置すること。

⑬⑨ 学童保育は、放課後の学び、生活の場にふさわしく、全学区に複数含め設置すること。設置基準の面積は、事務室などを算定から除き、学童専用スペースにおいて、当初の登録児童数により1.65㎡を確保すること。設置基準については国に拡充を求めること。大規模学童保育所は分割して、新設すること。施設外クラスは単独学童保育所として設置すること。職員はすべて正規雇用とし、支援の単位ごとに複数の専任職員を配置すること。

⑭⑩ 共同学童保育を含む「地域学童クラブ事業」に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。

⑭⑪ 放課後ほっと広場については、正規職員を複数配置し、夏休み中の学校閉鎖期間中も開所できるよう対策を講じること。

⑭⑫ 児童館担当職員、学童保育担当職員、放課後ほっと広場担当職員すべてに対する賃金・処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加配制度を設けること。運営については、指定管理者制度ではなく、社会福祉法人等非営利民間事業所への委託事業とすること。

☆⑭⑬ 京都府労働委員会の命令に従い、労働組合との団体交渉に応じること。賃金・処遇については、労働組合との団体交渉、同意を経て決定すること。

⑭⑭ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。

⑭⑮ ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げなど、生活支援を強めること。

⑭⑯ 生活困窮世帯、ひとり親世帯の子ども・若者への学習支援を一層拡充すること。

⑭⑰ 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を増額し、運営費も補助すること。

⑭⑱ 現在2年待ちとなっている鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を早急に拡充すること。

⑭⑲ 虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増加している実態に鑑み、児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げること、賃金・労働条件の抜本的改善を図ること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。

⑭⑳ 里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者を配置すること。

⑭㉑ 「こんにちは赤ちゃん事業」を担っている助産師等の報酬を専門性に見合った額に引き上げること。

- ⑮ 乳幼児健診についてはコロナ禍においても適切に実施すること。早期療育の観点から5歳児健診も実施すること。

◆障害者福祉の充実を

- ⑯ 障害児相談支援事業について、以下の改善を図ること。
- ・児童福祉センター及び保健福祉センターで公的責任のもと支援計画を作成すること。
 - ・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合、3歳未満の児童について負担軽減を図ること。
- ⑰ 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障するよう国に求めること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合の看護師の配置など必要な財政的措置をとること。
- ⑱ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し、負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
- ⑲ 65歳以上の障害者に対して、本人の不利益とならないように、必要に応じてこれまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。
- ⑳ 介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について周知するとともに、その条件を大幅に緩和すること。介護保険優先の原則を廃止するよう国に求めること。
- ㉑ 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。精神障害者も対象とすること。
- ㉒ 障害者の入所施設やグループホーム、短期入所枠は、不足している実態をふまえ、公的責任で計画的に増やすこと。グループホームの運営について、国の報酬に対し市独自に上乗せすること。
- ㉓ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象に日常生活に欠かせないパソコン等を加えること。
- ㉔ 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいようにスポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実を図ること。値上げされた利用料・使用料を元に戻すこと。
- ㉕ 聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者の養成を促進するとともに、報酬をさらに引き上げること。
- ㉖ 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にすること。
- ㉗ 福祉タクシーのチケットについては、利用者の声を聞き、使いやすいものに改善すること。

◆生活保護・生活支援の充実を

- ①⑥⑤ 憲法25条に基づく生活保護行政について、以下の改善を図ること。
- ・引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を引き上げるよう国に強く求めること。
 - ・要件を満たせば、住民だれもが利用できる制度であることを市民しんぶんだけでなく、他の媒体や機会を通じて繰り返し周知徹底、広報すること。
 - ・就労と収入増をめざす取組みについては、心身の健康状態等に十分配慮し、機械的な就労指導とならないようにすること。
 - ・扶養照会を行わないこと。
 - ・老齢加算の復活を国に求めること。
 - ・窮迫状態にある場合には速やかに職権による保護を行うこと。
 - ・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。緊急時においてもケースワーカーが受け持ちの世帯への対応を最優先できるよう体制をとること。
 - ・生活福祉課への福祉職の配置率を高めること。憲法第25条の理念に則って生活保護行政が行えるよう職員教育を充実させること。市民の権利を守るケースワーク技術の蓄積と継承が図れる体制とすること。
 - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。
 - ・制度開始以降の資産調査はしないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。
 - ・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。すべての利用者がエアコン設置・修理できるよう保障するよう国に要望すること。市独自の補助を行うこと。
 - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
 - ・捕捉率を調査すること。
 - ・中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。
- ☆ 経済的理由により大学等進学をあきらめることがないように、高校進学と同様に大学等進学の際にも、生活保護の対象なるよう国に求めること。
- ・加齢性難聴の補聴器を治療材料として給付するよう国に求めること。
- ①⑥⑥ 市民の命を守るために上下水道局との連携を電気・ガス事業者にも広げ、料金・使用料及び税等の滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。
- ①⑥⑦ ホームレスの生活を保障するとともに、自立支援を強化すること。
- ・ホームレスの生活保護適用にあたっては、現所在地保護とすること。その上で、居宅確保を原則とすること。一時保護施設に入所した場合も、すみやかに保護認定した上で希望に応じて居宅を確保し、地域での生活がおくれるよう責任を果たすこと。
 - ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
 - ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
 - ・休止された中央保護所を再設置し、機能を高め充実すること。救護施設は市の責任

で設置し、地域住民の理解が得られるようにすること。

- ・緊急一時宿泊事業については、利用者の人権が保障され、必要とする全ての人が利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備をすすめること。行政の責任で入居者が当面生活を営むための必要経費を支給すること。
- ⑩ 市営葬儀事業を復活させること。深草墓園の使用料の負担を元に戻すこと。
- ⑪ 夏季歳末生活資金貸付事業を復活し、要件の緩和や貸付限度額の生活実態に応じた引上げ等、改善を図り、通年化すること。生活保護受給者も対象とすること。

3 市民のくらし・営業を守る市政運営を

- ☆⑫ 大阪へのカジノ・IR誘致計画については、今でも高いギャンブル依存症の割合をさらに高め、安全な地域社会の形成を阻害するなど、関西地域に深刻な影響を与えるものであり、申請を認可しないよう国に求めること。関西広域連合に対しても中止の立場に立つよう求めること。
- ⑬ 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。
- ⑭ 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。
 - ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
 - ・雇用の継続についての項目を設けること。
 - ・条例の適正な運用を担保するため、立ち入り調査を行える規定項目を設けること。
- ⑮ 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」、旅館業法に基づく「ホテル・旅館」・「簡易宿所」について、以下の内容を含む条例改正を行うこと。
 - ・全ての宿泊施設に管理者常駐を義務づけること。
 - ・木造住宅密集地、路地奥、社会福祉施設周辺での立地を規制すること。
 - ・連棟における「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。
 - ・近隣住民等から求められた際の協定書を義務規定とすること。

◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を

- ⑯ 中小企業振興のために以下の内容の具体化を図ること。
 - ・全庁挙げて、京都市職員が直接全ての事業所を訪問し中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。さらに、広く関係者の参加と討議を経て、市において中小・小規模事業者の振興計画を立案すること。
 - ・市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標を設定し、その実現を目指すこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内中小・小規模事業者の活性化が図れるようにすること。
- ⑰ 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リ

フォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。

- ①⑦⑥ 観光政策の基本に伝統地場産業や街並み、歴史的景観など地域資源の維持・保存と市内循環型経済を位置付けること。
- ①⑦⑦ 「宿泊施設拡充・誘致方針」は廃止し、「上質宿泊施設誘致制度」で現在申請中の事案は適用を撤回すること。宿泊施設の総量規制を行うこと。既存旅館等への具体的支援を強化すること。
- ①⑦⑧ 雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制の強化を図ること。市独自の雇用創出、企業への雇用要請の取り組みを強めること。高齢者・障害者の雇用対策を強めること。
- ①⑦⑨ 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子の更なる軽減・補給を行うこと。
- ①⑧① 市に融資窓口を設置し、市が責任を持つ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ①⑧① 企業立地促進助成制度については、大企業を除外した制度に見直すこと。
- ①⑧② 原材料の仕入れ先から製品の納品先までの流通、販路、単価の動向、雇用を含む市内産業の地域内再投資について調査・分析をすること。分析結果に基づき、原材料などの地元調達と正規雇用の拡大を進め地域内循環経済を実現すること。
- ①⑧③ 自然災害が多発する中、社会インフラの整備を担う建設業の人材不足は深刻であり、技術力・専門力の強化と、担い手確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。
- ①⑧④ 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。京都市が指定した伝統産業74品目に関わる実態調査を行うこと。喫緊の課題である後継者育成を進めること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。伝統産業設備改修等補助制度については通年で申請できるようにし、半減された予算は元に戻すこと。販路拡大支援は、大規模な展示会やネットの活用支援だけでなく、自主的に開催されている異業種での新作発表会など小規模な取り組みについても支援を行うこと。
- ①⑧⑤ 西陣織物産地の絹織物職人の工賃を引き上げること。「京都伝統産業道具類協議会」の道具類に関する調査結果に基づき、枯渇部品の代替品開発を含め、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う後継者の確保・養成の計画を策定し、継続して取り組むこと。「西陣織物産地振興協議会」（仮称）をつくり、新商品の開発、販路開拓を含む総合的な産地振興を図ること。
- ①⑧⑥ 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための育成資金の大幅増額で後継者育成等支援をさらに進めること。
- ①⑧⑦ 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めるとともに、市独自の需給調整を含めた仕組みを作ること。事実上の大型店誘致政策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。
- ☆①⑧⑧ 大規模小売店舗・中規模小売店舗設置者に対し、地域団体への加入や協力を求め、「地域・社会貢献実施報告書」の提出は設置から2年に限らず、店舗が営業を続けて

いる間は毎年提出するよう改めること。地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入れ値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。

- ①89 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店街の実態調査を行い、小売店・商店街の振興を図るものとする。規模の小さい商店街や、商店街の解散などで、支援が届かない個人商店の実情をつかみ支援すること。
- ①90 中央卸売市場第一市場の再整備については、整備事業費の圧縮に努めること。また、一人ひとりの場内事業者の声を聞き事業者の移転にかかる費用の補助制度を拡充すること。水産棟の使用料の値下げを行うこと。青果棟の使用料に関しても場内事業者の声を聞き、値上げしないこと。
- ①91 買物弱者についての実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。

◆農林業の振興を

- ①92 国に対して以下のことを求めること。
 - ・食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。
 - ・米の需給調整政策を放棄しないこと。
 - ・米直接交付金を復活させ、価格保障・所得補償を行うこと。
 - ・米の生産と流通に国が責任を持つこと。
 - ・農林業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。
- ①93 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を策定・具体化し、以下の点を推進すること。
 - ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。新規就農者の育成のため、農業振興センターを中心に支援をさらに充実すること。
 - ・直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取り組みを支援すること。産直制度を活用し、消費者と共同で営農意欲を高めること。
 - ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路開拓、農業施設整備などを強めること。
 - ・共同利用機械の導入支援や、農業機械への支援は新規事業や新たな技術の導入支援に限定せず、更新時も含めて支援すること。中古の機械も対象にするなど拡充すること。兼業農家の営業を支援すること。
- ①94 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。京都市の農業振興センターも体制を強化し、生産者の意向を十分把握し、個々の農家の営農相談、作物の生産指導等を行うこと。
- ①95 学校給食と連携し、地消地産の農業を促進すること。学校給食における、京都市内食材の利用率を引き上げること。地域食材の利用にあたっては適切な価格で買い取ること。

- ①96 耕作放棄地を解消するために、農道整備や畦の草刈り、用水路の整備等の農業基盤整備を進め、農業生産への利用を促進すること。生産緑地の貸借制度の、賃借契約の簡素化を図ること。
- ①97 種子法復活を国に求め、京都府にも種子条例創設を求めること。改正された種苗法をもとに戻すよう国に求め、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。
- ①98 種苗の大半は海外からの輸入に頼る現状からも、また種苗代金も20%以上も上がっていることから、物価高対策として支援すること。
- ①99 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。
- ②00 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援、強化すること。
- ②01 市内林業の振興を図るために以下の取り組みを進めること。
- ・林業の担い手確保、地位向上を図ること。
 - ・製材所の悉皆調査を行い、国産材の流通の現状を把握し改善を講じること。
 - ・京都産材の安定した消費拡大の為、民間建築物はもちろん、特に公共建築物等への建築資材の活用、拡大を図ること。
 - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用を図ること。

4 気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を

- ②02 温暖化対策については、バックキャスティング（逆算方式）で温室効果ガス2030年50～60%以上削減（2013年比）、2050年温室効果ガス排出量ゼロ目標を前倒しで達成すること。
- ・地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めるため予算規模と各種支援制度を抜本的に拡充し、周知すること。
- ☆・倒木や間伐材等を活用し、小型（小規模）木質バイオマス発電等に取り組むこと。
- ②03 国及び関西電力に対して、原子力と石炭火力をベースロード電源とするエネルギー基本計画を見直すよう、以下の内容を求めること。
- ・再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及のため、再生可能エネルギーの2030年目標をさらに引き上げること。
 - ・導入の際には、森林伐採や山間部造成を伴うメガソーラーではなく、地域分散型のシステムとすること。
 - ・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう改善を図ること。
- ②04 原発ゼロに向けて以下の取組を進めること。
- ・ただちに原発ゼロの立場に立つこと。

- ・国に対して、原発の新增設方針を転換するよう求めること。
- ・国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の稼働停止を求めること。
- ⑳⑤ 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。
 - ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。
 - ・市内観光客等、一時滞在者の避難計画を策定すること。大学等の協力を得て、京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。
 - ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、国だけではなく、関西電力にも求めること。
 - ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布は、国や関西広域連合とも連携してUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。

5 ジェンダー平等社会の実現をめざして

- ☆⑳⑥ ジェンダー平等を本市のあらゆる施策の根幹に据えること。男女共同参画にとどまらずジェンダー平等を推進するために条例を制定し、施策を推進する局を新設すること。
- ☆⑳⑦ 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう国に求めること。
- ☆⑳⑧ 女性活躍推進法における情報公表制度の実施を踏まえ、企業に対して男女ともに働きやすい職場環境となるよう働きかけること。
- ⑳⑨ 第5次男女共同参画計画の推進について、以下の取り組みを強化すること。
 - ・国に対してILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准するよう求め、ハラスメント根絶に向け、実効ある対策ができるよう引き続き法改正を求めること。
 - ・市職員の同性パートナーを家族と認め、異性夫婦と同等の手当等の支給をすること。民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。
 - ・男性の京都市職員・教職員の出産休暇の取得目標を定めること。育児休暇の取得目標は大幅に引き上げ、さらに取得日数の目標を定め、早期に達成すること。管理職員について京都市イクボス宣言100%を目指し、産休・育休の取得を実効あるものとする。
 - ・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高め、状況の見える化を図ること。
- ⑳⑩ 性的少数者の権利保障に取り組むこと。
 - ・LGBT／SOGIの当事者及び支援者等を含め幅広くアンケート等を行い、意見要望を継続的に聴取し、施策に反映すること。
 - ・専門相談窓口の設置及び常設のコミュニティスペースを設置すること。
 - ・パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、同性婚を認めるよう国に対し

て求めること。

- ・パートナーシップ宣誓をしていないパートナーに対しても家族として、市営住宅への入居を認めること。
- ・パートナーシップ宣誓制度は、当事者の声を聞き、ファミリーシップ宣誓制度の導入等さらなる改善を検討すること。
- ・多機能トイレの未設置の市施設を明らかにし、すべての施設に設置すること。

②⑪ DV対策を強化すること

- ・加害者更生支援の専門機関を創設すること。
- ・民間シェルターへの補助の拡充、市の公的シェルターを設置し、スマートフォンや携帯の支給、Wi-fi利用など被害者が安心して利用できるよう運営し、公的責任を果たすこと。
- ・DV相談支援センターや犯罪被害者支援センターの相談の増加に見合う体制や処遇改善、相談時間、継続的支援の拡充を行うこと。

☆②⑫ 教育機関等での性教育については、教育委員会とも連携し、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、科学的な包括的性教育を導入し、さらに子どもの権利条約やジェンダー平等、人権尊重の立場で抜本的に教育内容等の充実を行い、デートDVなどの性暴力や性虐待、中絶や緊急避妊薬等、中高生や若者への教育・啓発活動を強めること。

☆②⑬ リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点に立ち、生理の貧困の問題について、課題を検討し、学校での生理用品の無料配布を継続すること。学校及び市の公共施設のトイレに生理用品を備え付けること。

②⑭ 京都市自殺対策計画にLGBT／SOGIを盛り込むこと。女性や若者の自殺対策を強めること。

☆②⑮ 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、ワンストップの継続的な支援体制を確立すること。京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAへの財政支援を行うこと。性暴力や性虐待等の相談窓口や支援が受けられる施設の周知を強化すること。

②⑯ 犯罪被害者等支援については、市として住居の保証人となるなどの支援制度を創設し、セキュリティの高い住居への転居費等の助成金交付を行うこと。

6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

②⑰ 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。

- ・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。

- ・学校経常運営費を増額すること。
 - ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。
 - ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。
- ②18 大規模校はコロナ対策上も独自の困難を抱えており、適正規模を超える学校は新設を図ることなど早急に解消すること。生徒数が1000人を超す31学級の神川中学校については、すみやかに学校の分離新設を図ること。
- ②19 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。
- ②20 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。
- ②21 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。
- ②22 子どもの通学の負担及び感染リスクを軽減するためにも、高校選抜に「通学圏」及びバス停方式を復活させ、地元の学校に進学できるよう、定員を確保すること。
- ②23 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。
- ②24 スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し配置日数を増やすこと。
- ②25 学校の中に不登校及びそうした傾向のある児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。ふれあいの杜を増設すること。
- ②26 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ②27 育成学級の編成基準については、低学年加配、発達差加配などを加味して市独自に改善すること。
- ②28 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ②29 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ②30 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。給食費は無償とすること。
- ②31 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく、1校1名の配置を行うこと。学校給食の地域区分数を増やし、府内産も含めて地消地産を進め、安全な学校給食を実施すること。給食のパンや食材の小麦は国産の使用を拡大すること。
- ②32 子どもたちの教育に責任が持てるよう、また、教員不足が生じないよう、正規の教員を増やすこと。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善を行うこと。
- ②33 職員の長時間・過密な働き方を改善するために、以下のことを行うこと。

- ・変形労働時間制は導入しないこと。
 - ・職員の出退勤時間など働き方の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。
 - ・持ち時間数を減らすこと。
 - ・事務職員等学校職員の定数を増やすこと。
 - ・休憩時間を確保すること。
- ②34 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、部活動指導員の活用と科学的知見・教育の条理をふまえた指導を重視すること。部活動の成績を人事評価に反映しないこと。当事者である児童生徒の声を尊重すること。
- ☆②35 校則については、各学校のホームページに公開すること。生徒、教職員が「子どもの権利条約」を学び、生徒主体に見直すこと。
- ②36 義務教育に係る副教材や給食費等は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。
- ②37 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。元新洞小学校体育館の耐震化を行うこと。
- ②38 憲法に保障された内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。
- ②39 2020年に再構築したひきこもり支援の検証結果を示し、支援体制を抜本的に強化すること。

7 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ②40 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生を生まず、安心して学べる環境のために以下の対策をはかること。
- ・国に対し高等教育無償化の実現を求めるとともに、市独自の給付制奨学金制度を創設すること。
- ☆・7月補正予算に計上された「不安や困難を抱える学生への支援等に対する補助」については、恒常的な制度とするとともに、大学を通じての支援ではなく、学生に対する直接の支援とすること。
- ・既卒者の奨学金返済の助成制度をつくること。
- ②41 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者の正規雇用化をすすめること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。
- ②42 違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。
- ・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局・府との連携を強化し、悪質

企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。

☆・就職活動におけるセクハラ対策を強化すること。

- ・京都市として独自にアルバイトや非正規労働者の実態調査を行い、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。

- ・高校生・専門学校生・大学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法の教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生に対して、労働法についてのガイダンスを行うよう大学・専門学校に申し入れること。

- ・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実を進めること。

- ・大学政策室とも連携し、違法な働かせ方や雇止めが横行している青年や学生アルバイトへの政策を抜本的に拡充すること。

②③ 大学のまち京都として、地下鉄定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。

②④ 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。奨学金への利子補給制度を作ること。

②⑤ 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。

②⑥ 青少年活動センターを全行政区・支所単位に設置すること。

8 文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

②⑦ 京都コンサートホールでの「子どもたちのための音楽鑑賞教室」に加え、京都市交響楽団員による小中学校への巡回演奏もおこなうこと。

②⑧ 京都市美術館の運営にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・直営を堅持し、指定管理者制度は導入しないこと。

- ・運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞いて反映させること。会議室等も安く使えるようにすること。

- ・公営美術館として、企業の利益を優先する運営はおこなわないこと。学芸員は直営の職員を増やすこと。

- ・附属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。

- ・入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料には、減免制度を設けること。

②⑨ 京都会館の利用料を値下げすること。館内環境については、文化芸術関係者の意見を聞き改善すること。

②⑩ 音楽、ダンス、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう、以下の点に取り組むこと。

- ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は無料とすること。

- ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業等は、身近に舞台芸術にふれられるよう、また、文化芸術関係者の仕事創出につながるよう、京都の音楽・ダンス・演劇・伝統芸能関係者等と連携し進めること。
- ・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ②⑤① 文化芸術関係者の活動を保障する恒久的な支援制度を国に求めるとともに、市独自としても創設すること。
- ②⑤② 球技やスケートボードをはじめ、市民が気軽に利用できるスポーツ施設の大幅な拡充をおこなうこと。全行政区に地域体育館を設置すること。
- ②⑤③ スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談・要望については、指定管理業者任せにせず、市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多機能トイレの設置を急ぐこと。
- ②⑤④ 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、P F I手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。
 - ・最終処分地場跡地の土壌汚染、ガス、水質調査を行い環境保全対策を講じること。
 - ・当面、屋外トイレの改修を急ぐこと。
 - ・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。
- ②⑤⑤ 文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し拡充すること。「京都市キャンパス文化パートナー制度」については、スポーツ施設などにも利用を拡大するとともに、京都市美術館の企画展も対象とすること。
- ②⑤⑥ 学区ごとに、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。

9 環境対策とごみ減量推進を

- ②⑤⑦ あらゆる焼却灰溶融施設の検討を中止すること。
- ②⑤⑧ ごみゼロ社会をめざすことを宣言し、以下の内容に取り組むこと。
 - ・O E C Dが提唱する拡大生産者責任（E P R）及びデポジット制度について、国に対して早期導入を図るよう引き続き要望すること。市としても市内事業者に積極的に働きかけること。
 - ・商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制について、国まかせにせず、市として積極的に業界に働きかけること。特定レジ袋を廃止すること。
 - ・事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組

みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。

- かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大し、びんや電池などの拠点回収場所を増やすこと。
- 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。

②59 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。

②60 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。

- 近隣自治体とも連携し同地域での産廃持ち込み、不法投棄を許さないこと。
- 市独自でのパトロール強化、監視カメラの設置、河川の水質調査を行うこと。

10 安心して住み続けられるまちづくりを

②61 新景観政策を壊す大企業呼び込み型規制緩和・開発はやめること。

- 都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。
- 高さ・容積率の規制緩和をやめること。

②62 史跡・文化財については、保護を第一とし、開発や観光を優先した現状変更等をおこなわないこと。

②63 世界遺産を守るためバッファゾーンにおけるホテルやマンション建設等の規制を強化すること。同地域での開発計画が明らかになった場合には、世界遺産条約とその履行のための作業指針にのっとり、世界遺産委員会へ報告し助言を求めること。

②64 「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」の策定にあたっては、市民が意見を述べられる市民参加の仕組みを設けること。市独自で世界遺産保護条例を制定すること。

②65 世界遺産仁和寺門前でホテル建設計画に特例許可を与えないこと。

②66 世界遺産下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。

②67 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。

②68 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。

②69 旅館業・住宅宿泊事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。近隣住民から要望がある場合には、市職員が説明会や話し合いなどの場に立ち会うこと。

②70 危険家屋対策については以下の内容を行うこと。

- 老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体

策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。

- ・市内全域を対象にした危険家屋の解体補助制度を創設すること。
- ②71 低所得者に対して、民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- ②72 市営住宅については以下の改善を行うこと。
 - ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで管理戸数を減らさないこと。
 - ・不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。
 - ・京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。
 - ・公募戸数を増やし常時募集にすること。とりわけ、単身者向けの公募戸数を増やすこと。
 - ・市営住宅団地再生事業において、跡地の売却、定期借地等の処分をしないこと。公共用地として活用する場合においても、周辺住民の声を聞き、要望に応じて活用を検討すること。
 - ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。単身者の入居基準から年齢基準を外すこと。
 - ・エレベーター設置を早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。
 - ・遅れている市営住宅の耐震改修については早急にすすめること。
 - ・畳、浴室の折り戸への改修・取り替え、シャワー設置を全額市の負担で進めること。
 - ・障害者向け住宅については、全額市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ②73 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。
- ②74 公共住宅であるUR住宅の削減・民間売却方針の撤回を国に求めること。
- ②75 洛西のニュータウン、向島ニュータウンの活性化については、ビジョンの方針の具体化を進める予算を計上すること。
- ②76 分譲マンション共用部分のバリアフリー改修助成制度を復活、充実させること。
- ②77 「京都市緑の基本計画」に掲げた2025年目標達成と、都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。松賀茂公園については売却せず公園として整備すること。
- ②78 公園の整備にあたっては、パークPFI方式は採用しないこと。
- ②79 公園の老朽化トイレの改修予算を復活させ、改修箇所数を増やすこと。トイレにトイレトーパーを設置すること。
- ②80 公園の維持管理の予算を増やすこと。定期的な除草や樹木の剪定などの回数を増やすこと。
- ②81 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の義務づけ、周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。

②⑧ アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。

- ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。
- ・届け出の始まった法基準「レベル3」についても、調査費用や除去費用の補助を国に求めると共に、市としても対策すること。
- ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
- ・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。
- ・「アスベスト調査台帳」の整備を進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。
- ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を国に求めること。

◆上下水道事業の充実を

②⑨ 公営企業に押し付けられている「独立採算制」をやめるよう国に求めること。高金利債の借り換えについても、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を国に求めること。

②⑩ 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。

②⑪ 「資産維持費」を水道料の原価に算入しないこと。

②⑫ 料金滞納者に対して、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水停止は行わないこと。

②⑬ 「鉛製給水管取替工事助成制度」の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。残存している宅地境界から水道メーターまでの鉛管に対しても周知と補助制度の充実を行うこと。

②⑭ 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度を引き続いて国に求めること。

②⑮ 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度を拡充・普及すること。公共施設等に積極的に導入すること。

②⑯ 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された敷設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。1962年以降の開発行為における共同排水設備については、定期的な清掃を行うとともに、独自補助制度を創設すること。

②⑰ 市民と連携し、景観にも配慮しながら琵琶湖疏水の沿道整備・維持管理を行うこと。

②⑱ 環境教育と一体に、疏水を利用した小水力発電等の再生エネルギーの活用を進めること。

②⑲ 琵琶湖が放射能汚染された場合について研究を進め、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。

- ②94 京都府の広域化計画に与せず、上下水道事業の効率化推進計画における民間活力の導入はストップし、民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。運転管理業務は事業運営の根幹にかかわる業務であり直営に戻すこと。
- ②95 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。

◆生活道路優先の道路環境整備を

- ②96 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ②97 遅れている通学路の安全対策を緊急点検に基づいて早急にすすめること。通学路のブロック塀の安全対策については最後まで責任を持ってすすめること。
- ②98 全ての歩道を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。
- ②99 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、強く国に働きかけることを含め、対策をとること。
- ③00 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。
- ③01 土木事務所の予算を増額すること。生活道路の補修・改善や街灯設置をすすめること。街路樹剪定回数を増やし根上がりなど歩道環境改善・整備をさらにすすめること。
- ③02 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ③03 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。上下水道局とも連携してL型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。

11 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

- ③04 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。
- ☆③05 京都市のすすめている地域公共交通計画の策定にあたっては、全行政区に協議会（部会）を設置し、住民の意見を反映させること。
- ③06 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を行い、自動車分担率をさらに引き下げること。
- ③07 交通不便地域対策は、京都市が責任を持って重点政策として取り組むこと。住民の運動を引き続き支援すること。民間事業者に対しても、交通不便地域での増便、路線の充実を支援するとともに、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額する等の支援を強めること。国に支援を求めると共に、京都市としても支援すること。
- ③08 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、すべての鉄道駅とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。重点整備地区についても長期間経過したものについては

改めて見直し・改善を行うこと。

◆市バス・地下鉄の改善を

- ③09 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。
- ③10 公営バス事業に対する補助金を確立するよう国に求めること。
- ③11 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する補助金を抜本的に拡充するよう国に求めること。
- ③12 住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便性の向上を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ③13 地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。
- ③14 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料とし、利便性の向上を図ること。
- ③15 バス待ち環境を改善するため、ベンチ・上屋、接近表示機等の設置個所を増やし、予算を大幅に増額すること。設置困難箇所についての研究をすすめること。
- ③16 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁支援のもとで促進すること。
- ③17 バス停と横断歩道が近接している「危険バス停」について、道路管理者等と協議し早急に解消すること。
- ③18 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。
- ③19 「管理の受委託」は撤回し、直営の市バス路線を拡大すること。委託先労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに安全対策についても直営と同じ対応をすること。
- ③20 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承をはかるため、整備士の計画的採用・養成を進めること。
- ③21 回送バスを減らし、営業運転に転換すること。
- ③22 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。
- ③23 残るすべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。
- ③24 安全面に配慮しつつ、地下鉄ホームにベンチや腰掛バーを増設すること。
- ☆③25 痴漢対策は、強化期間だけでなく、通年の取り組みとして「痴漢は犯罪です」等のアナウンスを行うなど対策を強化すること。

12 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ☆③②⑥ マイナンバーカードの健康保険証との連携は実施しないよう国に求めること。マイナンバーを公的書類の要件にしないこと。マイナンバー制度の推進は止めること。
- ③②⑦ 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務である自衛隊への個人情報の提供はやめること。
- ③②⑧ 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。
- ③②⑨ 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。
- ③③① 市職員については、障害者法定雇用率（2.6％）の達成を2023年6月まで先延ばしする（「京都市障害者活躍推進計画」）のではなく、速やかに達成すること。
- ③③② 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。
- ③③③ 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み、部落差別を固定化する危険性があることから、京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。
- ③③④ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。
- ③③⑤ ヘイトスピーチ規制条例をつくること。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの根絶のために、国に人種・民族的属性・外国人であることを理由にした差別的な取り扱いを禁止する立法を求めること。
- ③③⑥ 多様化する消費者被害を未然に防止し、相談件数の増加にも対応できるよう、以下の点に取り組むこと。
- ・京都市消費生活総合センターの相談体制を強化すること。夜間の相談も実施すること。
 - ・相談員の雇用形態は会計年度任用職員ではなく正規雇用とすること。
 - ・国に地方消費者行政に対する交付金の増額を求めること。
 - ・反社会的カルト団体による被害防止対策を強化すること。
- ③③⑦ 京都市過疎地域持続的発展計画は、住民本位に、産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進のため、雇用を生み出す施策を拡充すること。
- ③③⑧ 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。
- ・広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
 - ・高齢化が進む被爆者の生活面なども含めた実態調査を行い、被爆者援護施策を強化

すること。

- 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
- 国に対して、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
- 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を他の自治体に働きかけること。核兵器禁止条約の締結を国に働きかけること。・被爆・戦争体験の語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

日本共産党京都市会議員団

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222－3728 FAX 211－2130

HP : <https://cpgkyoto.jp>

E-mail : info@cpgkyoto.jp